

## 基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

### 個別目標Ⅲ－１ 地域における女性の参画促進

#### 現状と課題

- 女性の活躍促進に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消をめざした取組が求められます。また、男女の働き方や暮らし方の意識を変え、男性中心型労働慣行を見直していくための取組を積極的に進めていくことが重要です。
- 男女共同参画の視点に立った防災の取組が十分であるとはいえない状況であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに配慮した災害対応が不可欠です。

#### 今後の方向性

男女共同参画社会の実現において、妨げとなっている性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消するため、性差に対する偏見や様々な社会制度や慣行を見直し、男女共同参画に関する認識やその意義への理解を深め、定着するよう取り組みます。

活力ある地域社会の構築に向けて、様々な分野への女性の参画促進や男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に努めます。

#### 施策

- 【施策①】 固定的な性別役割分担意識の解消
- 【施策②】 様々な分野への女性の参画促進
- 【施策③】 男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

## 【施策①】 固定的な性別役割分担意識の解消

女性が地域活動へ積極的に参加できるように、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見を解消する意識啓発を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
7	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	① 人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じて、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	広聴広報課
		② 啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	人権・男女平等推進課
		③ 社会教育、生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
		④ 家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	教育総務課
8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布【再掲】	男女共同参画の意識づくりのため、情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努めます。	人権・男女平等推進課
9	男女共同参画に関する講座【再掲】	介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
10	男女共同参画に関する資料の収集と提供【再掲】	男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	人権・男女平等推進課

No.	事業	事業内容	担当課
68	男性の家庭参画講座【再掲】	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課
78	家事・育児・介護の学習支援	① 家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男女共同参画の視点で家庭経営への参加と、実践的技術が習得できるよう内容の充実を図ります。	各地域健康課 健康づくり課
		② 社会や生活に関わる課題についての講座を実施し、家庭や地域での解決に向けた学習の機会を提供します。子育てや介護などの課題も学習テーマとして取り上げます。	地域力推進課
69	両親学級【再掲】	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は、平日実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	各地域健康課 健康づくり課
79	母子健康手帳と母子の保健バッグの交付	妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、母子の健康状態を記録し、健康管理の基礎とします。併せて、父親向けの育児・家事に関する冊子や情報サイトへの案内等を同封することにより、父親の育児参画について啓発を図ります。	各地域健康課 健康づくり課
80	家庭教育、地域教育の支援	家庭や地域の教育に関する講座を開催し、子どもに関わる問題や子育て、大人の役割等について学ぶ機会を提供し、家庭教育や地域の教育力の向上をめざします。	教育総務課

## 男女格差を測る主な国際的指標

### GGI (ジェンダー・ギャップ指数/Gender Gap Index)

GGI (ジェンダー・ギャップ指数)は、経済、教育、健康、政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにしています。具体的には、次のデータから算出されます。

- 【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値  
・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率
- 【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率
- 【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命
- 【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率  
・最近50年の行政府の長の在任年数

過去のジェンダー・ギャップ指数と順位については下記のとおりです。

2019 121位/153か国			2018 110位/149か国			2017 114位/144か国		
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877	1	アイスランド	0.858	1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.842	2	ノルウェー	0.835	2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.832	3	スウェーデン	0.822	3	フィンランド	0.823
4	スウェーデン	0.820	4	フィンランド	0.821	4	ルワンダ	0.822
5	ニカラグア	0.804	5	ニカラグア	0.809	5	スウェーデン	0.816
6	ニュージーランド	0.799	6	ルワンダ	0.804	6	ニカラグア	0.814
7	アイルランド	0.798	7	ニュージーランド	0.801	7	スロベニア	0.805
8	スペイン	0.795	8	フィリピン	0.799	8	アイルランド	0.794
-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	日本	0.652	110	日本	0.662	114	日本	0.657

  

2016 111位/144か国			2015 101位/145か国			2014 104位/142か国		
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.874	1	アイスランド	0.881	1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.845	2	ノルウェー	0.850	2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.842	3	フィンランド	0.850	3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.815	4	スウェーデン	0.823	4	スウェーデン	0.8165
5	ルワンダ	0.800	5	アイルランド	0.807	5	デンマーク	0.8025
6	アイルランド	0.797	6	ルワンダ	0.794	6	ニカラグア	0.7894
7	フィリピン	0.786	7	フィリピン	0.790	7	ルワンダ	0.7854
8	スロベニア	0.786	8	スイス	0.785	8	アイルランド	0.7850
-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	日本	0.660	101	日本	0.670	104	日本	0.6584

参考：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成(男女共同参画局ホームページ)

## 【施策②】 様々な分野への女性の参画促進 .....

女性が様々な分野へ参画することができるよう、地域団体等への働きかけや保育付き事業を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
81	地域団体等への働きかけ	地域力推進会議、地区委員会等に、男女共同参画に関する情報を提供し、地域活動の担い手に対し男女共同参画の意識づくりを図っていきます。	人権・男女平等推進課
82	保育付き事業	乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるように、親支援プログラムや各種講座を保育付きで実施します。	人権・男女平等推進課 地域力推進課 各地域健康課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 教育総務課

## 【施策③】 男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進 .....

災害時におけるニーズや配慮すべき点は、女性と男性では異なり、避難所での対応などに男女双方の視点を反映していく必要があるため、防災分野への女性の参画を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
83	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発事業を実施します。	人権・男女平等推進課
84	防災市民組織及び避難所運営協議会等への支援	自治会・町会を母体とする「防災市民組織」や、避難所単位に結成されている「避難所運営協議会」に対して、災害時において協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災対策や避難所運営を推進します。	防災危機管理課
85	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	地域力推進課

## 男女共同参画の視点における防災・復興

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要となります。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こうした観点から、災害時における男女共同参画の視点が重要とされます。

令和2年5月には、内閣府男女共同参画局より「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示され、以下の7つの基本方針が示されています。

### 7つの基本方針

#### (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

- ◆ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する
- ◆ 平常時から男女共同参画社会を実現する

#### (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である

- ◆ 防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進する
- ◆ 防災の現場における女性の参画を拡大する
- ◆ 女性の活躍を支援する / 男性の意識を改革する

#### (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する

- ◆ 災害から受ける影響やニーズは女性と男性で異なることを認識する
- ◆ 女性の中の多様性に配慮する
- ◆ 男女別に統計やデータを集め、活用する

#### (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

- ◆ 女性と男性の人権を尊重する
- ◆ 特に避難生活における女性と男性の安全・安心を確保する

#### (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する

- ◆ 民間との連携を構築する
- ◆ 平常時から連携体制を整備する
- ◆ 広域的に連携体制を構築する
- ◆ 都道府県の男女共同参画部門・男女共同参画センターの役割

#### (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける

- ◆ 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を避難所運営マニュアル等に位置付ける
- ◆ 男女共同参画担当部局と男女共同参画センターの連携体制を整備する
- ◆ 防災・危機管理担当部局や福祉部局、各種専門家等との連携体制を構築する

#### (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

- ◆ 平常時に要配慮者対応に関わる女性の専門職等の意思決定への参画を促進する
- ◆ 災害時の要配慮者対応においても女性と男性の違いを認識する

参考：「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」  
(男女共同参画局ホームページより)